

田園調布学園大学コンプライアンス規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な本学の運営及び社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(コンプライアンスに関する基本方針)

第2条 本学は、社会的責任と公共的使命を常に意識し、教育・研究機関として、社会規範、法令及び本学の規程を遵守し、社会の模範となるべく行動をする。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンスとは、法令、本学の規程等、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することを意味する。

(2) コンプライアンスに関わる事案（以下「コンプライアンス事案」という。）とは、本学の教職員に関わる法令又は規程等に違反し、又は違反するおそれのある事案を意味する。

(他の規程等との関係)

第4条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスに別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、本学が定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

第2章 コンプライアンス推進体制

(最高管理責任者)

第6条 本学のコンプライアンス推進における最高管理責任者を学長とする。

2 最高管理責任者は、コンプライアンスの推進、充実及び強化に努めるとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第7条 本学に、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、コンプライアンスの推進に関する組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき大学全体の具体的な対策を策定して実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 各学部、研究科及び事務局（図書館及び各センターを含む。）に、コンプライアンスの推進に関し指揮監督等を行わせるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の指導又は管理監督する部局におけるコンプライアンス教育及び対策を実施するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

3 推進責任者は、各学部、研究科及び事務局の長をもって充てる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第9条 各学部、研究科及び事務局に、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関する管理等を行わせるため、コンプライアンス推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）を置く。

2 推進副責任者は、推進責任者の指示の下、推進責任者が行う前条第2項の業務について具体的な対応を推進するものとする。

3 推進副責任者は、当該部局に属する教職員のうちから推進責任者が指名する者をもって充てる。

第3章 コンプライアンス委員会

(コンプライアンス委員会)

第10条 本学に、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第11条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定及び総括に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進に係る組織運営体制の整備に関する事項
- (3) コンプライアンス事案の防止活動に関する事項
- (4) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

(組織)

第12条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) コンプライアンス推進副責任者
- (4) 統括管理責任者が指名する者

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には統括管理責任者を、副委員長には委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第14条 第12条に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(構成員以外の者の出席)

第15条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 コンプライアンス事案の防止活動

(教育及び研修)

第16条 統括管理責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、教職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

(内部監査)

第17条 最高管理責任者は、必要に応じ、全学又は特定部局等のコンプライアンス事案に係る内部監査を実施するものとする。

2 統括管理責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

第5章 コンプライアンス事案への対応

(コンプライアンス通報・相談窓口)

第18条 本学に、教職員等からのコンプライアンス事案に係る通報又は相談（以下「コンプライアンス通報等」という。）への対応を行うため総務課にコンプライアンス通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。

2 前項の通報・相談窓口は、コンプライアンス通報等の適切な管理を行うため、通報・相談受付管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

3 管理者は、コンプライアンス通報等に係る事前及び事後の相談に応じることができる。

4 前項に定める通報・相談窓口のほか、第三者機関による通報・相談窓口を設置する。

(コンプライアンス通報)

第19条 本学の業務に従事する場合における教職員に次の各号のいずれかに該当する違法

行為又はその可能性があると思料するときは、告発者は相談窓口にその内容を通報することができる。

- (1) 法令、本学規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本学の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせ、又は失わせるおそれのある行為
- (統括管理責任者及び通報受付管理者の責務)

第 20 条 管理者は、前条に規定するコンプライアンス通報を受けたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するものとする。

- 2 統括管理責任者及び管理者は、通報者の氏名を他の者に漏らしてはならない。ただし、コンプライアンス通報の内容が前条の規定に違反していると認めた場合又は通報者の同意を得た場合は、この限りでない。
- (コンプライアンス通報の受理等)

第 21 条 統括管理責任者は、前条第 1 項に規定するコンプライアンス通報の報告を受けたときは、その受理又は不受理を 30 日以内に決定し、その結果を通報者に通知（匿名によるコンプライアンス通報の場合を除く。）するものとする。また、当該の通報が公的研究費に関係した場合は、調査の可否を所管機関に報告し、必要に応じて、被告発者等の調査対象制度における研究費使用停止を命ずる。

(教職員以外からの情報提供)

第 22 条 教職員以外の者から、コンプライアンス事案に係る情報の提供は受けることを妨げるものではない。

(通報者の責務)

第 23 条 コンプライアンス事案に係る通報を行う者（以下「通報者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(調査)

第 24 条 統括管理責任者は、第 20 条によりコンプライアンス通報の受理を決定した場合又は相当の信用性のある情報に基づき本学の業務に従事する場合における教職員に違法行為等があると疑われる場合は、当該違法行為等の有無等について速やかに自らが調査し、又は当該事案を所掌する推進責任者等に調査を命ずるものとする。

- 2 推進責任者は、前項の調査の結果を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の調査を行う場合にあつては、必要に応じて、教職員、弁護士、公認会計士など本学に属さない第三者による調査委員会を設置することができる。第三者の調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用した額等について認定する。

(調査への協力義務)

第 25 条 前条の調査を行う場合にあつては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

2 教職員は、前条の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第 26 条 統括管理責任者は、前条の調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の報告を行う際、違法行為等又はその可能性を認めた理由若しくは違法行為等がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

3 統括管理責任者は、第 1 項の報告を行う場合、次条第 1 項に規定する最高管理責任者が行う措置について意見を述べることができる。

(最高管理責任者が行う措置)

第 27 条 最高管理責任者は、前条第 1 項に規定する統括管理責任者の報告を受けたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、調査等の結果、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、本学規則等に基づく懲戒処分等の措置または手続きを講ずるものとする。

(コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮)

第 28 条 統括管理責任者及び推進責任者等は、本学におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 通報者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

(2) 当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(3) 当該コンプライアンス事案に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

(通知)

第 29 条 統括管理責任者は、通報者（匿名によるコンプライアンス通報の場合を除く。）に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ遅滞なく書面により通知しなければならない。

(報告の履行)

第 30 条 コンプライアンス事案については、法令に基づいて関係諸機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。第 23 条の調査において、公的研究費等に関する場合、調査経過および結果を適宜かつ適切な方法により所管機関に提出する。

(改廃)

第 31 条 この規程の改廃については、学園の理事会が議決する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。